

今後の化学物質環境対策の在り方について（答申）

令和元年 6 月

## 1. 背景

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）は、特定の化学物質の環境への排出量等の把握・届出に関する措置（PRTR制度）や、その性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置（SDS制度）を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。化管法は平成11年7月に制定、平成12年3月に施行された。

化管法附則第3条により、施行後7年を経過した場合に見直すこととされており、平成20年11月に化管法施行令を改正した。

今般、規制改革会議に登録されている規制見直し時期（平成30年度）を迎えることから、産業構造審議会と中央環境審議会では合同で審議会を開催し、これまでの答申の内容や化管法を取り巻く種々の情勢の変化を踏まえつつ、化管法の課題や見直しの必要性及び方針等について検討を行い、以下の取りまとめを行った。

## 2. 化管法の役割と施行状況

### （1）役割

化管法は、化学物質管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。これには、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進することを通じて環境の保全上の支障を未然に防止することのほか、排出量等のデータの活用等により、国、地方公共団体が環境保全施策を企画、立案することが可能となることによって環境の保全上の支障を未然に防止するという2つの意味が含まれている。

このため、化管法では、業種や事業規模等の一定の要件を満たす事業者に対し政令で指定された化学物質（第一種指定化学物質（462物質））の事業活動に伴う環境への排出量等を国へ届け出ることを義務付けるとともに、指定化学物質（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質（100物質））を取り扱う全ての事業者に対し当該化学物質の取引時にその性状や取扱いに関する情報を相手方事業者に提供することを義務付けている。また事業者は、法に基づき定められた化学物質管理指針に留意して、これらの化学物質の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めることが求められている。

化管法においては、国は、事業者から届け出られた化学物質の排出・移動量（以下「届出排出・移動量」という。）を集計するとともに、届出対象外の排出量（以下「届出外排出量」という。）について推計し、それらの集計結果を公表している。さらに個別事業所ごとの届出排出・移動量についても、経済産業省及び環境省のホームページから容易に入手することができる。

化管法では、届出排出・移動量及び届出外排出量の集計・公表を通じて、行政・事業者・国民といった社会の様々な構成員が情報を共有し理解を深めることにより、事業者による自主管理を促し、環境の保全上の支障を未然に防止するという仕組みを採用しているが、これは化学物質の排出量や排出濃度の直接的な管理を求める規制ではないという点において従来の排出規制とは大きく異なっている。

化管法に基づくPRTR制度及びSDS制度の対象となる化学物質の指定に当たっては、化学物質（自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質を含む。）の有害性（環境中に継続

的に存することにより人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ及び化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれ）とばく露性（相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる又は存することとなることが見込まれること）の双方の観点から考慮して選定が行われている。

ここで、第一種指定化学物質とは上述の有害性を持つ化学物質であって相当広範囲な地域において継続して存すると認められる物質である。また、第二種指定化学物質とはばく露性が第一種指定化学物質と較べて低いものの、製造量、輸入量、使用量の増加等により将来第一種指定化学物質になることが見込まれる物質である。いずれも政令で個別に物質が指定されている。なお、前回の見直しにおいて、物質の選定にあたっては、制定時の指定化学物質の選定基準を尊重しつつ、化学物質の有害性に関する新たな知見や GHS に関する国連勧告等、PRTR 制度の運用開始後の国内外の状況変化を踏まえ、有害性、ばく露それぞれの観点から必要に応じた見直しを行った。

化管法で規定されている事業者自らが化学物質の環境中への排出量等の把握を行うことにより自主的な管理の改善を促進させる仕組みは、排出基準値を設定しその遵守を義務付ける従来の排出規制では、排出基準値の設定等に時間がかかり、迅速な対応が困難であるのに対し、事業者の創意工夫が活かされやすく迅速な対応が可能となるなど、環境の保全上の支障を未然に防止する上で、予防的側面から対策を講じる意味からも有効な手段となっている。前回の見直しにおいては、化管法の制定により事業者による自主管理に進展が見られるなど、化管法の仕組みは相当程度定着していると評価され、引き続き同法による施策を進めていくべきと判断された。

## （２）PRTR 制度

化管法では、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し、事業所の所在地を管轄する都道府県を經由して国に対して届け出るとともに、国は届出排出・移動量及び届出対象外の排出量の推計結果に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度、いわゆる PRTR 制度が導入されている。

PRTR 制度の開始以来、対象となる第一種指定化学物質について、これまで平成 13 年度から平成 29 年度までの 17 か年度分の排出量・移動量の届出が行われてきた。この結果、平成 29 年度分の届出として約 3 万 4 千事業所から届出がなされるなど、PRTR の仕組みは、制度としては着実に定着してきたと言える。また、PRTR データのうち、届出排出量については平成 13 年度の約 31 万 3 千トンから平成 29 年度には約 15 万 2 千トンとなるなど大幅に減少しているが、そのうち特定第一種指定化学物質の届出排出量については、平成 13 年度の約 1 万トンから平成 29 年度には約 6 千 8 百トンと減少している。また、届出移動量（再生利用目的も含む。）については、平成 13 年度の約 21 万 7 千トンから横ばいの状況である。この点、対象となる化学物質による環境負荷を低減させるという意味で、化管法は一定の効果を生んできたと考えられること、また、届出移動量は横ばいであることについて分析することが必要である。なお、これらに係る今後の取組の検討にあたっては、事業者等関係者と連携して行う必要がある。

## （３）SDS 制度

化管法では、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し又は提供する事業者に対し、指定化学物

質等の性状及び取扱いに関する情報を記載した SDS を相手方に提供することを義務付けている (SDS 制度)。

SDS 制度は、サプライチェーンの下流に位置する第一種指定化学物質等取扱事業者に対して、PRTR 制度に基づく届出に必要な情報 (含有第一種指定化学物質の名称と含有率) を提供するという役割のみならず、指定化学物質等を取り扱う全ての事業者に対して自主的な管理の改善に必要な情報を提供するという役割も担っている。

化管法に基づく SDS については、事業者間での伝達が進み、制度としてはほぼ定着していると考えられる。また、「労働安全衛生法」及び「毒物及び劇物取締法」においても SDS 制度が規定されているほか、多くの化学企業が自主的取組として自ら取り扱う全ての化学物質について SDS を提供する努力を行っているなど、化管法指定化学物質以外の物質についても SDS の普及が進んでいる。

さらに、平成 24 年の省令改正において GHS に基づく JIS の導入を実施し、SDS 制度における GHS との整合を進めている。なお、JIS Z 7253 に従えば、原則として、各法に準拠した SDS を作成・提供することができる。併せて、労働安全衛生法及び毒物及び劇物取締法と連携し事業者向けパンフレット等を作成、ホームページにて公表するとともにセミナー開催を実施する等事業者への普及活動も実施している。これにより、GHS に対応した SDS の普及が一層進んでいる。

#### (4) 事業者による自主管理

化管法では、事業者に対して、国が定める化学物質管理指針に留意の上、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質並びにそれらを 1% 以上 (特定第一種指定化学物質の場合は 0.1% 以上) 含有する製品 (以下「指定化学物質等」という。) の製造、使用その他の取扱いに係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めることを求めている。また同指針においては、事業者に対し、化学物質管理の方針を定め、それに即した管理計画を策定するよう求めている。この管理計画については、国等への提出や公表等は特に求められてはいないが、地方公共団体の中にはその提出を求めているところもある。

なお、化管法では、事業者が遵守すべき個々の化学物質の排出量の削減目標値を設定してはいないが、17 年間の届出排出・移動量の推移を見ると、物質ごと又は業種別に程度の差はあるものの、届出排出量は全般的には減少傾向にあり、化管法の制定が自主管理の進展による指定化学物質の排出抑制に一定の成果を上げていると考えられるが、ここ数年の排出量は横ばい傾向となっている。

したがって、化管法による施策を引き続き進めることにより事業者の自主管理を促進するとともに、今般の見直しを契機として化学物質管理に関する適正な理解に資するセミナー (キャラバン) の開催等を通じた制度や好事例の周知等を積極的に行うことにより、国、地方公共団体、事業者において改めて各者の取組が促進されることが望ましい。

### 3. 化管法対象物質見直しについて

#### (1) 化管法対象物質見直しの考え方

##### ① 対象とする候補物質 (母集団)

前回の物質選定では、化管法対象物質の候補となりうる化学物質として、「1. 現行化管法対象物質」と、国内外の化学物質に関する関連法令や調査結果に基づき、化管法対象物質として追加される可能性がある候補物質として「2. 各種法令規制物質等」を整理し、母集団を作成した。

主なものは以下のとおり。

1. 現行化管法対象物質
2. 各種法令等からの候補物質
  - ①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）
  - ②毒劇物取締法
  - ③労働安全衛生法
  - ④ロッテルダム条約対象物質
  - ⑤農薬取締法登録農薬
  - ⑥自治体条例対象物質
  - ⑦諸外国における PRTR 対象物質
  - ⑧内分泌かく乱作用を有することが推察される物質 等

このため、今回の物質選定においても、上記を前提としつつ、必要な精査を行うことが適当と考えられる。

#### ※農薬の取扱いについて

化管法は法令上、「化学物質」の定義を「放射性物質を除く元素及び化合物」としており、現在、農薬も対象物質として選定をされているところである。

本合同会合に先立って開催した化管法施行状況検討会では、事業者からの届出排出量があまりなく、化管法の期待する自主管理促進としての効果が乏しいことから、対象物質から除外してもよいのではとの意見があった。他方、法制定時から農薬は対象物質であり、農薬については使用形態から見て明らかに環境中に放出されやすい物質であること、届出排出量が少なくなっているのは自主管理の成果であること、届出外排出量推計は第一種指定化学物質を対象として行うことが法定されていること、PRTR に基づく農薬の排出量（届出及び届出外推計）は、環境保全施策の対象とされる一般公共用水域から取水する水道事業者における恒常的な水質管理に一定活用されていることから、その環境への排出量を把握する物質として引き続き対象物質とする必要があるとの意見もあった。

この点、農薬は対象物質とすることが適当であると考えられるが、その扱いについては引き続き検討が必要と考えられる。

#### ② 有害性の判断基準

現行の選定の考え方では、有害性の判断に係る項目として、評価手法が確立して一定のデータの蓄積のある項目としており、1. 発がん性、2. 変異原性、3. 経口慢性毒性、4. 吸入慢性毒性、5. 作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性、6. 生殖発生毒性、7. 感作性、8. 生態毒性、9. オゾン層破壊物質を対象項目として選定し、各項目について PRTR 及び SDS 対象化学物質の具体的な選定基準を設定している。

これらの有害性項目については、前回答申において更なる GHS との整合性が求められているところであり、科学的知見の蓄積の状況等を踏まえつつ検討することが適当である。

#### <特定第一種指定化学物質>

法制定当時の附帯決議（平成 11 年 7 月 6 日参議院国土・環境委員会）では、「特に、有害性の強

い指定化学物質については、含有率や取扱量の下限を小さくするよう配慮すること」とされ、発がん性が指定要件とされたことから、法制定当時においては有害性ランクで発がん性クラス1の物質を、特に重篤な障害をもたらす物質として特定第一種指定化学物質に指定した。

また、前回改正においては、GHSで生殖細胞変異原性及び生殖毒性等の有害性の管理を強化していることに鑑み、これまで特定第一種指定化学物質の有害性要件としていた発がん性(C)に加えて、生殖細胞変異原性(M)及び生殖毒性(R)についても特定第一種指定化学物質の指定要件に追加された。

さらに、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(答申)」(平成20年7月)の「2. 化管法対象物質見直しの考え方」において、「現行の指定化学物質の選定基準を尊重しつつ、化学物質の有害性に関する新たな知見やGHSに関する国連勧告等、PRTR制度の運用開始後の国内外の状況変化を踏まえ、有害性、ばく露それぞれの観点から必要に応じた見直しを行うこととする。」とされている。

国内外の状況として、欧州のREACH規則のSVHC(高懸念物質)では、CMR物質のほかPBT物質として環境中での残留性(P)や蓄積性(B)を有する場合に、毒性(T)として長期毒性が考慮されていること、また、GHS分類の進捗、化審法におけるリスク評価の進展等によって、特に生態毒性に関する知見(NOEC(無影響濃度)等)が充実してきていること等を勘案した上で、一定以上の「生態毒性」を有する化学物質のうち、難分解性、かつ、高蓄積性があるものを特定第一種指定化学物質の指定要件として検討し、追加することが適当と考えられる。

### ③ 環境での存在に関する判断基準(判断するための指標と判断基準)

#### (ア) 「一般環境中での検出状況」による判断基準

現行の選定基準においては、以下のとおり環境モニタリングの検出状況を活用することとされている。

- ・ 第一種指定化学物質：一般環境中で最近10年間に複数地域から検出されたもの
  - ・ 第二種指定化学物質：一般環境中で最近10年間に1地域から検出されたもの
- また、環境モニタリングは、以下の結果を用いている。

①：化学物質環境実態調査、②：公共用水域水質測定、③：有害大気汚染物質モニタリング調査、④：フロン等オゾン層影響微量ガス監視調査、⑤：アスベスト大気濃度調査及び⑥：ダイオキシン類の排出量の目録

環境モニタリングの選定基準については、「相当広範な地域の環境での継続的な存在」を判断する指標として、最も確度の高い指標とされており、これらのモニタリング調査は現時点でも継続して実施されていることから、本基準及び出典とするモニタリング情報は、引き続きこれを用いることが考えられる。

なお、前回見直し以降、この10年間で測定精度の向上等が見られること等から、今回の見直しにおいては、以下のように運用することが適当と考えられる。

- ・ 水質モニタリングにおいて、同一水系で同年に複数地点で検出された場合は、1地域とみなす。ただし、水系が長く、複数地点での検出が異なる原因によると考えられる場合にはこの限りではない。
- ・ 大気モニタリングにおいて、同一市町村で同年に複数地点で検出された場合には、1地域と

みなす。ただし、複数地点での検出が異なる原因によると考えられる場合にはこの限りではない。

#### (イ) 検出状況以外の判断基準

＜「製造輸入量」から「排出量」への見直し＞

ばく露の指標を排出量とすることについて、「排出量」を指標とする方が「相当広範な地域の環境での継続的な存在」の程度と相関性が高いと考えられるが、多くの物質は PRTR を実施してみないと排出量のレベルがわからないため、当面、排出量を物質選定の指標項目にはできない。」（平成 12 年の答申<sup>1</sup>）とされており、これまで製造・輸入量が指標とされてきた経緯がある。

その結果、現行の第一種指定化学物質には、製造輸入量が多くても、環境への排出量がほとんどない物質も一定存在している状況である。

この点、PRTR 制度施行から 15 年超が経過し、排出量データの蓄積が進んできており、届出排出・移動量、届出外排出量があるものについてはこれを活用して排出量をばく露の指標として物質選定を行うことが考えられる。

また、届出排出・移動量、届出外排出量が存在しないものについては、化審法においては排出係数を用いた排出量を指標として審査及びリスク評価を行っていることから、この排出係数を利用して推計排出量による選定を行うことが適当である。

具体的には、今回の見直しでは、以下のとおり選定することが適当である。

- ① 「現行の第一種指定化学物質」については、当該届出排出移動量、届出外排出量を用いてばく露指標の評価を行う。
- ② 「現行の第一種指定化学物質ではない物質のうち、化審法用途のみの物質」については、化審法の届出情報、化審法の排出係数等を基に算出した排出量推計値によりばく露指標の評価（選定）を行う。
- ③ 「現行の第一種指定化学物質ではない物質のうち、化審法用途以外の用途もある物質」については、引き続き製造輸入量によりばく露指標の評価（選定）を行う。

＜新たな第一種指定化学物質の選定方法＞

##### ①「現行の第一種指定化学物質」

###### (A) 排出量に係る具体的なすそ切り値の設定

現行の第一種指定化学物質については、物質ごとに届出排出・移動量、届出外排出量を公表しており、これにより物質選定を行うことが考えられる。

具体的には、新たな第一種指定化学物質（PRTR 制度+SDS 制度）選定の基準としては、農薬の製造輸入量のすそ切り値を、農薬が最終的には環境に排出される性格のものであることから「10 トン以上」と設定していることを踏まえ、製造輸入量から排出量へばく露指標を見直すに当たっては、この基準を参考とし 10 トン以上のものを対象とすることが考えられる。

（参考 1）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指

<sup>1</sup> 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について（答申）（平成 12 年 2 月中央環境審議会、生活環境審議会及び化学品審議会）

定化学物質の指定について（答申）（平成 12 年 2 月中央環境審議会、生活環境審議会及び化学品審議会）（抄）

基本とする「1年間の製造・輸入量」を 100 トンとした場合、有害性ランクで発がん性クラス 1 の物質は、特に重篤な障害をもたらす物質であることが明らかであることから、「1年間の製造・輸入量」10 トン以上の物質を選定することが適当である。なお、農薬については使用形態から見て明らかに環境中に放出されやすい物質であることから、「1年間の製造・輸入量」10 トン以上の物質を選定することが適当である。

（参考 2）化審法で毒性試験が不要となる低生産量新規化学物質（難分解性であり、高蓄積でないものに限る。）は、国内の 1 年間の環境排出量の推計値の合計が 10 トン以下まで認められている。

## （B）移動量の多い物質の勘案

化管法では、第一義的に把握すべきものは「排出量」であり、「移動量」は排出量の把握を補完する従たるものとして把握するものと整理されている一方で、届出排出量及び届出移動量についてデータを見れば、移動量については全届出排出・移動量の 6 割程度を占めており、また、物質によっては届出排出・移動量の 9 割以上が移動量として届出されているものもあることから、物質選定に当たって移動量を考慮することが適当と考えられる。

化管法の第一種指定化学物質に係る移動量からの排出量の推計については、前回答申時の課題と整理されているものの未だ結果は出ていない状況であり、本来であれば、移動量を物質選定に当たって考慮するためには、移動量からの排出量を勘案することが適当であるものの、移動量からの排出量の推計方法が確立し、廃棄物からの排出量が明らかとなるまでの間については、一定何らかの方法により移動量を勘案することが適当と考えられる。

移動量からの排出については、下水や廃棄物に含まれる化学物質の種類及び組成は把握が困難であるという特殊性があり、特別要件施設とされていることから、正確な把握が難しい状況である。しかしながら、移動量に移行した化学物質の全量が排出されているとは想定しにくいこと、移動量の大部分を廃棄物としての移動が占めていること等から、現在存在する化審法の少量新規・低生産量審査特例制度における廃棄段階からの排出係数として最大のものが概ね 0.1 であることを勘案し、移動量について排出量よりも 1 桁大きい移動量 100 トン以上のものを対象とすることが考えられる。

### ② 「現行の第一種指定化学物質ではない物質のうち、化審法用途のみの物質」

「現行の第一種指定化学物質ではない物質のうち、化審法用途のみの物質」については、既存の化審法の排出係数を活用することにより推計排出量を算出し、ばく露の指標の評価を行うことが考えられる。

化審法の排出係数には、以下の 3 種類が設定されており、それぞれの設定の考え方は以下のとおりである。



種類	設定の考え方
リスク評価に用いる排出係数	優先評価化学物質となった物質について詳細なリスク評価を行う際に活用される。詳細用途のライフサイクルのステージ（製造段階、調合段階、使用段階）ごとに、蒸気圧区分・水溶解度区分等ごとに設定されている。
スクリーニング評価に用いる排出係数	毎年度、全化審法対象物質（2万8千物質）を対象に行っているスクリーニング評価のばく露評価に用いられている。ライフサイクルのステージ（製造段階、調合段階、使用段階）ごと、用途分類ごとに、詳細用途分類及び蒸気圧区分又は水溶解度区分ごとの排出係数を幾何平均化し1つの排出係数にまとめて定めているもの。
少量新規特例・低生産量特例に用いる排出係数	審査特例制度は、環境排出量の全国上限値が設定されているため、相当程度安全サイドに立った排出係数とされている。係数の値については、既存の「リスク評価用排出係数」の用途分類中の詳細な各用途について、ライフサイクルのステージ（製造段階、調合段階、使用段階（一部長期使用を含む）、廃棄段階）ごとに、媒体別で、それぞれ排出係数の最大値を幾何平均して定められている。

このうち、スクリーニング評価に用いる排出係数は、化管法対象候補物質（母集団）の評価を行うことが可能であり、かつ、排出実態に近い推計排出量を算出できる蓋然性が高いことから、これを用いることが適当と考えられる。一方、スクリーニング評価に用いる排出係数については、廃棄段階が勘案されていない。

化管法の物質選定においては、第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において、化学物質の製造・輸入、製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクル全体のリスクの評価と管理が必要であるとされていることから、廃棄段階を考慮すべきである。このため、廃棄段階からの排出が含まれている排出係数の設定を検討することが適当と考えられる。

廃棄段階における排出量を勘案した排出係数としては、現在、存在する化審法の少量新規特例・低生産量特例の排出係数のみ存在している。このため、現時点で化管法として適切な係数が設定されていない状況を踏まえれば、今回の見直しにおいては、当面の措置として当該排出係数を活用することが考えられる。

しかしながら、化審法の少量新規特例・低生産量特例の排出係数については当該制度での使用のために設定されたものであるため、廃棄段階からの排出量を勘案する際に、少量新規特例・低生産量特例の排出係数を活用する場合には、これに留意しつつ、関係事業者等ともよく調整の上で行うことが適当である。

今回の見直しにおいては、現時点で審議会等の議論を経ている数値として化審法の排出係数を利用し、物質収支を考慮の上で推計排出量を算出するが、本来であれば、化管法として適切な排出係数を検討することが必要である。今後の対象物質の見直し等に向けて、化学物質のライフサイクル全体での環境排出等に関する科学的知見の集積に努め、関係者とも連携し、必要に応じ排出係数の設定等を行うこととする。

### ③「現行第一種指定化学物質ではない物質のうち、化審法用途以外の用途もある物質」

化管法の物質選定に係るばく露指標としては、本来は「排出量」を指標とする方が「相当広範な地域の環境での継続的な存在」の程度と相関性が高いと考えられるが、多くの物質はPRTRを実施してみないと排出量のレベルがわからないため、当面、排出量を物質選定の指標項目にはできない。」（平成12年の答申）とされており、これまで製造・輸入量が指標とされてきた。

また、化審法の対象は工業用途限定であることから化審法用途以外の物質については適用でき

ない。

このため、現行の第一種指定化学物質ではない物質であって化審法用途以外の用途もある物質については、届出排出・移動量、届出外排出量もなく、推計排出量を算定することもできないことから、引き続き、製造輸入量により選定することとする。

なお、化審法用途外の用途があるかどうかについては、各種リファレンスを活用して判断する必要がある。当該用途については、化審法において製造輸入量の届出義務が課されておらず、また、前回の物質見直し時はアンケート調査「化学物質の製造・輸入量に関する実態調査」（平成 20 年実施）により製造輸入量を把握していたところ、直近では行われていないことから、各種統計等から製造輸入量を収集すべきである。化審法用途内である工業用途部分の製造輸入量については、化審法において得られる製造輸入量のデータを使用することが可能である。

#### <新たな第二種指定化学物質の選定方法>

第一種指定化学物質（PRTR 制度＋SDS 制度）が相当広範な地域において継続して存すると認められる物質であるのに対して、第二種指定化学物質（SDS 制度）は、第一種指定化学物質には該当しないものの、ばく露量の増加により将来第一種指定化学物質となることを見込まれる物質（有害性の基準は第一種指定化学物質と同じ）とされている。

この点、現行では検出状況以外の判断基準として「製造輸入量」を指標としているが、「現行の第一種指定化学物質」及び「現行の第一種指定化学物質ではない物質で化審法用途のみの物質」のうち、新たな第一種指定化学物質の要件に該当しなかった物質については、第一種指定化学物質と同様に<sup>2</sup>「排出量」を用いることが考えられる。具体的な基準としては、最終的には環境中に排出される性格のものであるとして設定されている農薬の基準が、第一種指定化学物質が 10 トン以上であることに対して、第二種指定化学物質は 1 トン以上とされていることから、これを参考に排出量 1 トン以上のものを対象とすることが適当と考えられる。

また、「現行の第一種指定化学物質」に対する第一種指定化学物質のばく露基準においては、移動量を勘案することとしていることから、第二種指定化学物質についてもこれを勘案することが考えられる。具体的には、移動量 100 トン以上を第一種指定化学物質の対象とすることとしていることを踏まえ、移動量 10 トン以上のものを対象とすることが適当と考えられる。

「現行の第一種指定化学物質ではない物質であって化審法用途以外の用途のある物質については、届出排出・移動量、届出外排出量もなく、推計排出量を算定することもできないことから、引き続き、製造輸入量による基準を用いることが適当と考えられる。

#### <新たな特定第一種指定化学物質の選定方法>

特定第一種指定化学物質については、発がん性の懸念が高い物質など、特に重篤な障害をもたらす物質について対象とすることとしていることから、製造輸入量が一定以上あるもの等については排出量の多寡に関わらず対象とすることが適当である。

このため、特定第一種指定化学物質については、引き続き、現行制度と同様に一定以上の製造

---

<sup>2</sup> 「排出量」を指標とする方が「相当広範な地域の環境での継続的な存在」の程度と相関性が高いものの、多くの物質は PRTR を実施してみないと排出量のレベルがわからないため、当面の措置として製造輸入量を指標としてきたが、制度の運用から 15 年超が経過し、データの蓄積が進んでいることからより環境への排出実態を反映した物質選定が行えるよう排出量へ見直すこととしている。

輸入量があるもの（製造輸入量 10 トン以上のもの）を対象とすることが適当と考えられる。

#### ④ その他の環境保全施策上必要な物質

化管法の法目的である環境保全上の未然防止の達成のためには、国として必要に応じて効果的、総合的な対策を迅速にとるために化管法において事業者に課されている排出量の把握及び国への届出により得られた情報を活用した対策が講じられることが必要である。

第五次環境基本計画において「化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化」を目指すとされており、製造から廃棄に至るまでの各段階における排出量の把握とそれを踏まえた総合的なリスク削減の必要性が益々高まっている。環境保全施策の実施において排出実態の把握の重要性が増し、PRTR 制度に基づく届出情報の活用が進む中で、化管法の目的の達成のためにも、他の環境法令や関連施策との連携を一層深めていくことが必要であると考えられる。

このため、国が環境保全上の支障の未然防止を図るための総合的な対策をとるために環境排出量の把握が必要とされている化学物質を指定対象物質とすることが必要である。

具体的には、化管法以外の環境法令等において環境中の存在に係る情報収集やリスク評価等を優先的に行うこととされている化審法マトリックスをベースとして選定された化審法の優先評価化学物質や、水環境の保全の観点から設定されている要監視項目、大気環境保全の観点から設定されている優先取組物質等が該当すると考えられる。

- ・ 環境基本法における環境基準が設定されている物質
- ・ 化審法における「優先評価化学物質」
- ・ 水質汚濁防止法に基づく排水基準が設定されている物質
- ・ 水質に係る「要監視項目」として設定されている物質
- ・ 有害大気汚染物質のうち「優先取組物質」
- ・ 化学物質の環境リスク初期評価において情報収集が必要であるとされた物質
- ・ 化学物質環境実態調査【黒本調査】の対象物質

なお、化管法の指定対象物質については「当該化学物質又はその変化物が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの」又は「当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの」のいずれか（法第 2 条第 2 項又は第 3 項）とされているため、上記に該当する物質のうち環境経由での人又は動植物に対する有害性情報のうち十分な信頼性を有するものが得られる物質を対象とする。

#### (2) その他

##### ・ 政令番号

対象物質について、政令番号の変更による事業者のシステムの更新等の負担を軽減するため、別途、管理番号等を付与し、これを様式に記載することが適当である。

##### ・ 施行日

PRTR 制度及び SDS 制度の施行にあたっては、物質見直し等による事業者の対応の必要性を勘案し、十分な猶予期間を取ることが適当である。

## 4. PRTR 制度について

### (1) 特別要件施設の点検

化管法では、第2条第5項第2号（事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者）に該当する事業者のうち、下水道業や廃棄物処理業を営む者については、対象物質の「取扱量」の把握が困難等の特殊事情に鑑み、例外的に、他法令により測定義務がかかっている施設（「特別要件施設」）からの第一種指定化学物質の排出量等についてのみ、届出義務を課すこととされている。

今般、「水銀に関する水俣条約」の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成27年6月に大気汚染防止法が改正、平成30年4月1日に施行され、廃棄物焼却施設等水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に、設置時の届出、排出基準の遵守、水銀濃度の測定の義務が課された。

新たに測定義務を課された水銀排出施設のうち、廃棄物焼却処理施設（一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉及び下水汚泥焼却炉のうち、規模要件を満たすもの）については、既に特別要件施設とされていることから、現行制度で届出義務が課せられている物質に加えて、大気汚染防止法で測定義務が課された水銀及びその化合物を届出対象に追加すべきである。

### (2) 届出データの正確性の向上

PRTR 制度は情報的手法であり、届出・公表される情報の正確性の確保は、制度の信頼性確保の観点から極めて重要である。また、PRTR で得られた届出データは、環境保全施策の企画・立案や事業者の自主管理の改善・促進、リスクコミュニケーションの基盤として活用されており、その面でも正確性の確保が重要である。さらに、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の選定において届出データを用いることとする場合は、届出データの正確性の確保がより一層重要な課題となる。一方、現在の運用では、届出後5年間までの新たな知見に基づく排出算定方法の見直しやミスの訂正等による届出データの修正（過年度修正）・追加（過年度新規）を認めており、届出排出・移動量は国の公表後に排出量・移動量の変更が生じている状況である。

さらに、届出データの正確性の確保のため、事業者からのデータの届出に係る届出経由事務を担っている地方公共団体に対しては、届出データを取りまとめる国からの疑義照会によって個々の事業者に対して電話等でのヒアリング等を通じて確認や届出修正を行うことが求められており、増大する作業負担の軽減・合理化が課題である。地方公共団体によっては、過去の疑義照会の内容を参考に、事前にヒアリングを実施し、届出の際に意見書として提出することで疑義照会による事務負担を減らす取組をしている団体もあるが、そのような体制が整っているのは一部に留まっている。このことから、届出データの正確性の確保のため、届出様式の変更や電子届出の更なる普及促進、電子届出システムにおけるチェック機能の充実等による届出時の誤りの防止を行うほか、化学物質アドバイザーの活用等により、データ作成の支援や負担軽減等に関する検討を国民、地方公共団体、事業者が連携して行うことが必要である。

届出データの正確性の確保の向上のために必要な施策を検討するため、まずは国の届出排出・移動量公表後に生じている排出量・移動量の変更の要因の解析を実施する必要がある。その上で、届出データをより正確にするため、届出データの正確性を客観的に検証するための届出項目の精査や、平成13年に作成され、平成20年に改正した国のPRTR 排出量等算出マニュアルの見直しを進めていく必要がある。

また、業界別マニュアルとして、54のマニュアルが存在（平成28年度環境省調べ）している

が、ほとんどが化管法立法前後の平成9～16年頃に作成されたものであり、平成20年以降に改訂されたマニュアルは10程度に留まる。新しい技術の導入に伴う化学物質の自主管理の進展等を踏まえ、必要に応じて複数の排出係数を設定する等、業種別の算出マニュアルの見直しを促進すべきであり、継続的に自主点検・修正する仕組みを検討することが望ましい。なお、国や業界団体のマニュアルの改訂にあたっては、国と事業者の間で情報共有を進めることが望ましい。

国においては、化管法が制定されて以降、PRTR制度については様々な形で普及・啓発を行っている。国と地方公共団体が協力して、普及・啓発活動の継続、PRTR届出に関する指導等を行っている。PRTR制度に基づく適切な届出の励行を促すため、化学物質アドバイザーの活用等により届出排出・移動量の重要性や化学物質によるリスクに関する正しい知識の普及も含め、引き続き制度の周知・啓発に努めることが必要である。

平成27年度に経産省が実施した調査では、事業者ヒアリングにて企業の努力が見えるようなデータ公表の必要性が指摘されている。企業の努力の見える化による自主管理の一層の促進のため、国は、関係者の協力を得て、過去の事業所ごとの経年変化などの企業努力を示す分析の必要性やその具体的な方法について検討すべきである。

### (3) 災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有

近年、大規模な地震や記録的豪雨が頻発し、甚大な被害をもたらしている。また、気候変動の影響として将来的に、水害・土砂災害を起こしうる大雨の増加のおそれがあること、南海トラフ地震発生の切迫性が高まっているとされていることなど、今後も継続して大規模災害をもたらす自然現象が生ずる恐れがある。

こうした事象によって、化学物質を取り扱う事業所等で施設の破損等による化学物質の漏洩・それに伴う影響が発生し、周辺地域への悪影響を避けるため、行政が対応した事例も報告されている。

地方公共団体が災害発生時に有害物質を含む災害廃棄物の処理等その他化学物質に係る対応を行う中で、化管法の届出排出・移動量は一部の地方公共団体において活用されているが、必ずしも多くはない状況である。また、災害発生時における化学物質の漏洩の未然防止の取組の必要性についても指摘されているところである。

これに関しては、地方公共団体の災害への対応措置を強化する観点から、化管法の位置づけ・趣旨にも配慮しつつ、災害対応を見据えた届出排出・移動量のより一層の活用に向けた検討を引き続き深めるとともに、地方公共団体による届出排出・移動量の有効活用や事業者の自主的な情報共有の取組を促進することが考えられる。好事例を全国に展開する観点から、災害の発生のおそれが高まっている状況であることを勘案すると、まずは平時における災害による被害の防止に係る取組の推進を図るとともに、平時からの地方公共団体と事業者との情報共有や、災害対応時の地方公共団体における既存のPRTR情報の活用及び必要に応じた事業者への確認など、必要な情報共有を一層促す方策が有用であることから、これらの取組を化学物質管理指針に位置づけて一層促すことが必要である。

## 5. その他

### (1) 移動量（廃棄物）に移行する化学物質の情報提供のあり方

平成24年5月に、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、

1都4県の8浄水場で取水停止の措置が講じられた。この事案等を受け、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会報告書（平成29年2月3日）では、「廃棄物処理における有害物質管理のあり方の今後の方針として、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務づける。その際は、関連法令と連携する形で、廃棄物処理法において情報提供を義務づける排出事業者、対象となる危険・有害物質、伝達すべき内容等を明確化して実効性のある方策とすべき。」との意見具申がなされた。

廃棄物処理法において、産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な廃棄物の情報を提供することとされており、環境省においては、排出事業者が処理業者に情報提供すべき項目を具体化し、かつ記載できるツールとしてWDS（廃棄物情報データシート）ガイドラインを策定し、WDSの活用を推進している。

指定化学物質等を「廃棄」する行為は法第14条における「譲渡」又は「提供」には該当しない等の理由から、化管法では廃棄物は製品には該当せず、化管法に基づくSDSの提供義務はない。他方、化学物質管理指針では指定化学物質を含有する廃棄物の処理を委託する場合は、必要な情報を委託業者に提供することが示されている。

上記の状況を勘案し、事業者の負担が必要以上に増すことなく、また、廃棄物が適正に処理されるよう、まずは廃棄物に含まれる化学物質の情報提供についてはWDS等による廃棄物処理法での対応が前提であるが、化学物質管理指針を踏まえつつ、廃棄物担当部局と連携し、廃棄物の適正な処理の観点から有用な場合には、廃棄物の処理委託時にSDSの情報を活用して必要な情報を自主的に提供するよう周知することが考えられる。

## （2）SDSの記載内容について

化管法におけるSDSについては法令に規定される項目を遵守のうえ、事業者間にて広く普及が進んでいるところである。引き続き、SDSの記載内容が適切なものとなるよう事業者の協力を期待したい。

## 6. 中長期的な課題

PRTR対象物質の届出排出量は、制度開始以降（平成13年からの17年間で）半減しており、PRTR制度が事業者の化学物質に係る自主管理の促進を通じ化学物質のリスク管理の推進に有用なツールとして機能してきたものと考えられる。

一方、ここ数年の届出排出量は横ばい状況となってきたこと、また、届出移動量は届出が開始された平成13年度からほぼ横ばいであり、環境リスクの観点での進捗確認や移動量の削減に向けた取組の可能性についても検討が必要であることが指摘された。事業者の自主管理の評価にあたっては、各者の工夫が反映されるように柔軟に行われるべきとの指摘もあり、事業者の努力の見える化や排出量等の減少に係る評価方法についてはリスク評価の観点を踏まえた検討が必要である。

また、今回の物質選定に係る検討においては、国内関係法令の動向や科学的知見の蓄積等を踏まえ、より環境への排出実態を反映した物質選定が行えるよう検討を行った。具体的には、ばく露の指標をこれまでの製造輸入量による選定に代えて、PRTRを実施した結果得られた届出排出・移動量や化審法に基づく審査等で使用している排出係数を活用した推計排出量による選定に

見直すこととした。このため、対象物質の選定において届出データを用いるという点に照らすと、届出データの正確性の確保がより一層重要な課題となる。排出係数を用いるに当たって、化管法として適切な排出係数を引き続き検討することが必要であることから、今後も化学物質のライフサイクル全体での環境排出等に関する科学的知見の集積に努め、関係者とも連携し、必要に応じ排出係数の設定等を行うべきである。

災害に対する既存の PRTR 情報の活用及び情報共有に関しては、今回の見直しを踏まえて一層の対応を推進することが考えられる。地方公共団体の災害への対応措置を強化する観点から、化管法の位置づけ・趣旨にも配慮しつつ、災害対応を見据えた届出排出・移動量のより一層の活用に向けた検討を引き続き深めるとともに、地方公共団体による届出排出・移動量の有効活用や事業者の自主的な情報共有の取組を促進することが考えられる。好事例を全国に展開する観点から、災害の発生の恐れが高まっている状況であることを勘案すると、まずは平時における災害による被害の防止に係る取組の推進を図るとともに、平時からの地方公共団体と事業者との情報共有や、災害対応時の地方公共団体における既存の PRTR 情報の活用及び必要に応じた事業者への確認など、必要な情報共有を一層促す方策が有用である。

今回見直しを行った点についての検証も含め、法目的に照らしよりよい制度となるよう、規制の一定期間経過後見直しに係る基準（法令見直し期間5年）に基づき引き続き見直しを行っていくことが必要である。

最後に、化管法による施策を引き続き進めることにより事業者の自主管理を促進するとともに、今般の見直しを契機とし、化学物質管理に関する適正な理解に資するセミナー（キャラバン）の実施、化学物質管理に関し専門的知見を有する人材の育成や化学物質アドバイザーの更なる活用も含め制度や好事例の周知等により、国、地方公共団体、事業者が行う環境の保全上の支障を未然に防止する取組をより一層促進することは、我が国の様々なステークホルダーによる「持続可能な開発目標 (SDGs)」の実施等に貢献するものである。これらの点について、共通理解を深め、各主体の取組の好循環を見出すことが、より豊かな社会の実現に資することを付記する。

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ  
及び中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会委員名簿

○産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ

座長	東海 明宏	大阪大学大学院工学研究科（環境・エネルギー工学）	教授
	有田 芳子	主婦連合会	会長
	及川 勝	全国中小企業団体中央会	事務局長
	亀屋 隆志	横浜国立大学大学院環境情報研究院	教授
	蒲生 昌志	産業技術総合研究所安全科学研究部門	総括研究主幹
	榊原 康史	電機・電子4団体事業所関連化学物質対策専門委員会	委員長
	坂田 信以	一般社団法人日本化学工業協会	常務理事
	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	
	森田 健	独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター	上席技術専門官
	山口 忍	化成品工業協会技術委員会	委員
	吉住 正浩	一般社団法人日本経済団体連合会	環境管理ワーキング・グループ座長
	吉田 浩介	日本石鹼洗剤工業会環境・安全専門委員会	委員長

○中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会

委員長	新美 育文	明治大学法学部名誉教授	
	青木 康展	国立環境研究所環境リスク・健康研究センター	フェロー
	赤淵 芳宏	名古屋大学大学院環境学研究科	准教授
	浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部	上席主任研究官
	浅利 美鈴	京都大学大学院地球環境学堂	准教授
	大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科	教授
	亀屋 隆志	横浜国立大学大学院環境情報研究院	教授
	菅野 純	独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター	所長
	小山 次朗	鹿児島大学	名誉教授
	坂田 信以	一般社団法人日本化学工業協会	常務理事
	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	
	白石 寛明	国立環境研究所	名誉研究員
	鈴木 規之	国立環境研究所環境リスク・健康研究センター	センター長